

### 自立支援医療（更生医療・精神通院医療）における 自己負担上限額の誤認定について

この度、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）における事務の誤り（自己負担上限額の誤認定）が判明しました。

今回の事案の発生につきまして、深くお詫び申し上げますとともに、報道関係者の皆さまに、判明した経緯及び内容等につきまして、次のとおりお知らせします。

#### 1. 概要

自立支援医療につきましては、加入している医療保険の種類に基づき、課税状況、収入等により、所得区分を判定し、自己負担上限額を決定します。この度、自己負担上限額を決定するための所得区分の判定を誤り、受給者への過大給付及び過少給付が発生していることが判明しました。

#### 2. 経過

令和7年度の支給決定事務を行う中で、事務処理手順が間違っていることに気づき、過年度分の支給決定状況を確認したところ所得区分の判定を誤り、受給者への過大給付及び過少給付が発生していることが判明しました。そのため、関係機関との調整及び過去の支給決定状況の確認を実施した結果、下記のとおり所得区分判定に関する誤りが判明しました。

#### 3. 対象者数と影響額

##### ○更生医療

- ・誤りのあった年度：令和2年度以降
- ・対象者数：18名（過大給付10名、過少給付0名、自己負担額に影響なし8名）
- ・影響額：返還請求対象総額 114,250円  
※一人当たり 最大27,320円 最小 1,250円  
追加給付対象額 0円
- ・誤りの原因となった事由
  - ①支給認定基準世帯員の認定誤り
  - ②非課税年金（障害年金等）の収入認定漏れ
  - ③その他（所得判定対象年度の相違）

##### ○精神通院医療

令和8年2月5日 京都府報道発表資料のとおり（別添）

# Press Release

## 報道各社 御中



令和 8 年 2 月 5 日  
与 謝 野 町

### 4. 原因

- ・関係法令の理解不足
- ・(厚労省、京都府他作成の) 事務マニュアルの確認・理解不足
- ・事務引継ぎ時の再確認不足

### 5. 今後の対応及び再発防止について

更生医療に関しては、早急に受給者への謝罪、説明を行うとともに、本来の自己負担額との差額の納付をお願いしてまいります。

事案発覚後、事務マニュアルの活用徹底、町独自のチェックシートの作成、活用等により再発防止に努めております。

### 山添町長のコメント

この度、自立支援医療における自己負担上限額の誤認定となった皆様には大変なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

今後、職員の資質の向上を図り、町民の皆様の信頼回復に全力を挙げてまいります。

#### 問い合わせ先

福祉課

担当：矢野・小山・安達

電話：0772 - 43 - 9021

## 2市町63名について、認定の誤りが判明

～自立支援医療（精神通院）における自己負担上限額の誤認定について～

- 京都府精神保健福祉総合センターにおいて、与謝野町及び宇治市の自立支援医療（精神通院）の受給者に対して、誤った自己負担上限月額を記載した受給者証を発行していたことが判明しました。
- 対象となった方に深くお詫び申し上げますとともに、概要及び今後の対応についてお知らせします。

### 1 自立支援医療（精神通院）の制度概要（事務の流れは別紙参照）

- ・精神障害者の通院医療費に係る自己負担を1割に軽減する制度。
- ・1か月あたりの自己負担額には上限を設けており、世帯の所得等により決定。
- ・利用者は居住地の市町村に認定申請書を提出し、市町村において所得区分の判定を行い、都道府県は市町村の判定に基づいて認定し受給者証を発行。

### 2 与謝野町の事案について

#### (1) 概要

過去5年間で53名に対して、本来の所得区分より低い所得区分と認定（＝自己負担上限額を低く認定）又は高い所得区分と認定（＝自己負担上限額を高く認定）。うち38名に対して過大給付又は過少給付があった。

- ・過大給付額（今後返還を求めるもの）：31名、計310,640円
- ・過少給付額（今後追給を行うもの）：7名、計14,962円

#### (2) 経過

令和7年 9月 町から府に対して所得区分の認定誤りがあった旨連絡  
直ちに有効な受給者証に差替えるとともに、対象者に対して説明及び謝罪

10月 町から府に対して当該時点での調査結果を報告  
府において過誤金額の調査を開始

令和8年 1月 過誤金額を確定

#### (3) 発生の原因

- ・非課税年金についての確認が漏れており、世帯所得の判定を誤ったため
- ・所得を計算する際に使用する世帯の範囲を誤り、世帯所得の判定を誤ったため

### 3 宇治市の事案について

#### (1) 概要

令和7年7月から12月の間で136名に対して、本来の所得区分より高い所得区分と認定（＝自己負担上限額を高く認定）。うち79名に対して誤った所得区分による受給者証を交付。交付分のうち25名に対して過少給付があった。

- ・過少給付額（今後追給を行うもの）：25名、計96,438円（11月分まで）

（次頁あり）

## (2) 経過

令和7年 12月 市から府に対して所得区分の認定誤りがあった旨の連絡  
直ちに有効な受給者証に差替え  
令和8年 1月 11月分までの過誤金額を確定  
2月 対象者に対して説明及び謝罪

## (3) 発生の原因

- ・自己負担上限額を認定する際の基準となる所得額について改定(令和7年7月)前の古い基準を用いて認定したため。

## 4 今後の対応

- ・宇治市の事案に係る12月分の過誤金額について速やかに確定を行います
- ・過少給付に対する追給及び過大給付に対する返還の手続きを速やかに実施します。
- ・医療機関において過誤調整が行われるよう速やかに依頼します。

## 5 再発防止策

同様の誤りが生じないよう府内市町村に対して文書で注意喚起します。

### 【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部障害者支援課	課長	岩田	TEL 075-414-4595
	参事	堀	TEL 075-414-4608
精神保健福祉総合センター	次長	神田	TEL 075-641-1810